

福岡市立病院の経営形態のあり方に関する答申・意見等



経営形態に関する答申・意見等

○ 病院の管理者は院長であるが、人事・組織・財務等について権限がないため、病院経営にも制約がある。

○ 事務職員が短時間で異動するため、経営管理について専門性を有する職員が育成されていない。

○ 組織・定数について院長に権限がないため、病院事業の特殊性（診療報酬体系等）に応じた整備ができにくい。

○ 現状では、予算の執行責任は一般会計の長（市長）にあり、現場の経営者（院長）が予算の弾力的な運用を行おうとしても、実質的に権限がない。一方、病院事業では専門的な知識を要する事項も多く、実際の医療現場に携わる者でなければ判断できにくいことが多いと思われる。そこで、迅速で弾力的な予算の運用を行い、経営管理目標に役立てるためには、現場管理者と予算執行責任者とを一致させることが望ましい。

○ 市民の医療ニーズへの迅速な対応や効果的な増収対策等の経営改善が必要であるが、病院運営上の最高責任者である院長の人事・組織管理や財政上の権限が制約されている現状では、院長権限による速やかな対応が難しい状況となっている。院長への大幅な経営権限の移譲と責任の明確化が必要である。

○ 継続的に安定した良質の医療を提供できる病院経営を実現し、最小の経費で最大の効果が得られるよう、最も効率的な運営体制の実施に向け、行政当局内で検討に着手することを強く求める。（地方公営企業法の全部適用、公設民営方式、地方独立行政法人化）

○ 経営主体の選定にあたっては、事業の継続性や施策の反映しやすさを勘案する必要がある。また、一方で徹底した経費削減を図る必要があり、病院改革が行える土台（制度）も必要となる。

○ 以上のような要件を備える経営主体としては地方独立行政法人化などが考えられるが、今後、他の自治体病院などの動向等をさらに注意深く見守りながら、最も効率的で市民のために良質な医療の提供ができる経営主体の検討を継続して進めていく。

○ 本市が担うべき医療を継続的・安定的、かつ効率的に実施していくうえで最も適した経営主体は、地方独立行政法人であると考える。

○ 今後、新たな病院の整備について検討する中で、先進事例における課題なども踏まえて、地方独立行政法人による経営の枠組みについて、詳細に検討していく必要がある。